

職員の処分について

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和6年5月9日から同年12月19日まで
- 2 所属の所在地区
北部教育事務所管内
- 3 所属の種別
小学校
- 4 年齢
55歳
- 5 管理職、一般職の別
一般職
- 6 教育職員と教育職員以外の別
教育職員以外

7 事件・事故の概要

加美町立宮崎小学校 主幹兼事務長 ちゅうぼち 中鉢 けんじ 賢治は、令和6年5月9日から同年12月19日までの間に、勤務する加美町立宮崎小学校において、自身が担当していた学校徴収金等の預金口座から合計826,218円を私的に流用した。

- 8 処分内容
懲戒処分として「免職」
- 9 処分年月日
令和7年5月15日

10 管理監督責任

上記職員に関する管理監督が十分に行われなかったことについて、事故当時の管理職に対し次のとおり懲戒処分を行った。

- ①教育職員（管理職）54歳 懲戒処分として「減給1月」
- ②教育職員（管理職）48歳 懲戒処分として「戒告」